

協定区域	西区竹の台2丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 1996年9月13日
	面積	39,103.10 m <sup>2</sup> ※面積には隣接地を含む場合があります。		更新 2006年9月13日 更新 2016年9月13日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2016年9月13日～2026年9月12日(10年)

## 協定内容の概要

- (1) 建築物の敷地の区画は、この協定の締結時における区画を分割してはならない。
- (2) 建築物は、1区画1戸建てとする。
- (3) 建築物の用途は、1戸建て専用住宅とする。ただし、次に掲げる用途を兼ねる1戸建住宅で、竹の台2丁目地区建築協定書第12条に定める運営委員会が承認したものは建築可能とする。
- イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設で、これらの用途に供する部分の床面積が20m<sup>2</sup>以下のもの
- ロ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房
- ハ 3名以下の下宿
- ニ 診療所(獣医師法(昭和24年法律第186号)第17条に規定する飼育動物診療業務を行う診療所を除く)また、親子等が居住する2世帯住宅は、建築基準法による建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (4) 建築物の敷地の地盤面の高さは、この協定の締結時における高さを超えてはならない。
- (5) 看板、広告塔その他これらに類するものは、当該土地所有者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り設置できるものとする。ただし、その場合であっても必要最小限のものとし、周辺と調和するよう努めなければならない。

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません。

運営委員会連絡先	委員長
----------	-----

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせて下さい。

84 竹の台2丁目地区建築協定区域

※この地域の全区画が建築協定に参加しているとは限りません



位置図

